

平成 28 年度第 2 回京都市国民健康保険運営協議会質疑応答  
【協議事項（平成 29 年度京都市国民健康保険事業（案）について）に係る質疑応答】

大里副会長 それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見等があれば、お願ひしたい。

鵜 飼 委 員 保険料の軽減措置を受ける世帯が平成 27 年度で 80 % 近くに達しており、本来の保険料から 7 割等が減額されている。軽減制度自体は必要だと認識しているが、保険料のあり方を根本的に見直す必要があるのではないか。

出 口 課 長 保険料の軽減対象世帯が 7 割を超えており、国保の運営そのものが難しくなってきている。国保制度は昭和 36 年に発足したが、当時は被用者保険に加入できない農家や自営業の方が多かった。その後、少子高齢化や社会情勢の変化により、今では無職や年金生活者が 5 割を超えている状況にある。また、非正規雇用の方の多くが国保に加入しているという背景もあるなど、本市国保には所得の低い方が多い状況にある。その結果、少しでも所得がある方に多くの保険料をご負担していただくこととなり、特に中間所得者層の保険料負担が高くなっている状況については、以前、この運営協議会でも御指摘をいただいているところである。

本市としては、従来から国に対して、財政支援の拡充と、将来的には国保を含む全ての医療保険制度の一本化を要望しているところである。平成 30 年度から財政運営を市町村単位から都道府県単位に広げ、より安定的に運営し、それによって、国民皆保険制度を持続可能なものとしていこうとしている。国における議論では、やはり国保と被用者保険の立場が違うことから、簡単に一本化とはいかないと見込まれるが、これまでから様々な財政調整が行われており、今回の保険料についても、前期高齢者の財政調整である前期高齢者交付金が増えたということもあり、据置きが可能となつたものである。

本市としては引き続き、国保の根本的、構造的な問題の解消を国に対して要望していく必要があると考えている。

大里副会長 毎年の軽減基準の改定により、保険料の軽減措置を受ける世帯の割合が増えているのではないか。

出 口 課 長 今回の軽減の基準改定について、国の説明では、景気が上向きで所得が増え、その結果、軽減の基準から外れてしまうというケースを念頭に、少し所得が増えたことで保険料が大きく増えることがないように改定されるものである。平成 26 年度には、大きく基準額が改定され、低所得者層の負担軽減が図られたこともあった。自然に伸びている部分もあるが、こうした基準改定によって伸びている部分も含まれている。

大里副会長 他に御質問、御意見はないか。

宇野委員

被保険者としては、どうしても保険料が増える、減るという部分に着目しがちであるが、同じ金額であっても、国保はとても助かる制度だということが周知徹底され、また理解されていれば、心情的に支払いやすい。逆に、いつの間にか年金から天引きされている、いつの間にか保険料が上っているといった認識では、搾取のように感じてしまう。

国保が、高齢者や低所得者が多いという構造になっているのは、やむを得ないことであるが、こうしたことを国保の加入者だけが理解するのではなく、国全体で理解していく必要があると思う。特に、中学生、高校生の頃から理解していく、そういう教育も必要ではないか。

国保は互助制度であり、収入が多ければ保険料の負担も大きくなるが、他の病気の方の助けとなること、逆に、自分が病気のときは、誰かのおかげで助かること、こうした理解があるのとないのでは、同じお金を支払うとしても値打ちが違う。若い頃から、自分にできることは協力していくこうといった気持ちを育てていってほしい。

藤田副市長

皆さんと一緒に支え合い、助け合う、またそうしたことに貢献できることを喜び合う、そういう文化風土が日本には元々根差しており、それが保険制度の根底にあるのだと思う。もちろん、社会保障制度として、しっかりと構築する必要もある。その両立を皆様に理解していただくために、行政からも周知し、基本認識の醸成を図っていく必要があるが、一方で皆様方においても、それぞれの地域や団体の中で行っていただければありがたい。

健康についても同じことが言える。自分が健康であることを感謝しながら、地域のため、他の人のため、どのような貢献ができるか、こうした良い方向の循環を広げていけるように、また社会全体の意思形成として機運が高まるよう取り組んでいきたい。

大里副会長

他に、御質問、御意見はないか。

木村委員

資料1の3ページに記載のある「①保険料徴収率の向上」であるが、被用者保険では天引きなので徴収率は当然100%だが、京都市国保において、具体的な目標を設定されているのか。また、「②後発医薬品差額通知の取組による医療費の節減」については、数量ベースで今どれくらいなのか、どこまでの使用を目指しているのか教えていただきたい。

安部部長

保険料の徴収率は、全体分としては、政令市の中で2番目に高い状況にある。保険料は国保運営の基幹的な財源であり、徴収率向上の取組については、毎年、副市長を筆頭に各区長を委員とした徴収率向上対策の本部会議を設け、目標を設定して取り組んでいる。昨年度は、年度末に失速し、残念ながら目標に届かなかった。今年度の現状で申し上げると、対前年比プラスで推移しており、毎月の徴収状況を把握しながら取り組んでいるところである。

後発医薬品差額通知については、国が設定している目標に向けて、毎月の使用状況を確認している。差額通知は、年4回、切替え効果の大きい方

に対して通知しており、給付費ベースで毎年約3億円の効果があがっている。このような形で保険料の徴収率、後発医薬品の普及率とともにそれぞれ目標を設定しながら取り組んでいる。

木村委員

具体的な数字が分かるようであれば教えてほしい。

出口課長

保険料の徴収率は、27年度決算で93.32%という状況である。また、28年度の目標を、93.56%と設定している。

後発医薬品の普及率は、少しずつ伸びており、平成25年度に約40%であったものが、直近では約58%となっている。しかしながら、国の方では、29年半ばに70%以上、それから先は、さらに伸ばして80%以上とすべき、といったかなり高い目標を掲げているため、今後とも色々と工夫をしながら努力していくかなければならないと考えている。

大里副会長

他に御質問・御意見はないか。

なければ、平成29年度京都市国民健康保険事業（案）を了承することとする。

（異議なし）

#### 【報告事項（平成30年度における国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について）に係る質疑応答】

大里副会長

それでは、ただ今の報告事項について、御質問、御意見等あれば、お願いしたい。

平成30年度まで、あと1年余りしかなく、29年度は非常に過密なスケジュールになると思われる。

宇野委員

府内の市町村の中では、京都市はきめ細かな制度運営をされているとのことだが、制度のお知らせが分かりにくく感じた。

高額療養費の申請勧奨のように、受給するには必ず申請が必要だということが、高齢者にはすぐに伝わらず、民生委員にお尋ねいただくことがある。例えば、「必ず申請が必要」などのポイントを大きく記載し、細かいことは窓口にお尋ねくださいと記載するなど、パンフレットを分かりやすくしていただければと思う。

高齢者にとっては、封筒にいっぱい書類が入っていて、詳しい説明が記載されているものの数字や漢字ばかりというのでは分かりづらい。最近では新聞でも文字を大きくする等の工夫がされており、今後も高齢者が増えていく中、役所のパンフレットの内容もメリハリのあるものにしていくよう工夫が必要ではないか。

出口課長

社会保障制度全般に言えることであるが、特に医療保険は制度が非常に複雑になっている。我々自身も、実際に担当でなければ分からぬような細かい算定方式になっている。説明する側にも十分なスキルが必要であ

り、間違った説明をしないように努めているところである。どうしても細かく書かざるを得ない部分もあるが、いただいた御意見も踏まえ、今後もできるだけ分かりやすい説明をするよう努めていく。

高額療養費の申請勧奨については、本市においては該当する全ての方を対象に勧奨している。今回の改革では、事務的な部分を一定統合して効率化を図っていくと国は言っているが、本市のサービスの低下に繋がらないような形で効率化を図っていく必要があると考えている。

大里副会長 この国保制度改革の中で、運営協議会の開催時期がずれ込んだり、早くなったりする可能性はあるのか。

出口課長 現時点では、協議会の具体的なスケジュールがまだ見えていない。  
通常、運営協議会を、決算、予算の時期に合わせて開催しているが、  
29年度においては、大きな改革が行われるに当たり、別の時期にも開催することとなるかもしれない。その際は御協力をお願いしたい。